



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

【和訳】 (訳：松崎道幸)

新たなタバコ製品

FCTC 締約国会議は、WHO タバコ規制枠組み条約 (WHO FCTC) とりわけ第 6 条 (タバコの需要を減少させる価格、課税対策)、第 7 条 (タバコの需要を減少させるための価格に関する措置以外の対策)、第 8 条 (タバコの煙にさらされることからの保護)、第 9 条 (タバコ製品の含有物に関する規制)、第 10 条 (タバコ製品についての情報の開示に関する規制)、第 11 条 (タバコ製品の包装及びラベル) および第 13 条 (タバコの広告、販売促進及び後援) の諸条項を想起し、第 6 回締約国会議 (FCTC/COP/6/14) に対して WHO が提出した、新規開発タバコ製品の販売促進戦略、毒性、依存形成性、社会的評価、公衆保健に及ぼす影響に関する報告書に留意し、

とりわけ WHO に対して、いわゆる「加熱式タバコ製品」をはじめとした新たなタバコ製品の販売促進状況と使用率を調査するように要請した FCTC/COP7(14)の決定を想起し、

WHO FCTC 第 9, 10 条の技術的課題との関連で、加熱式タバコ製品の販売促進進展状況に触れた WHO 報告 (document FCTC/COP/8/8) に留意し、加熱式タバコ製品が、「害が少なく」「従来の紙巻きタバコに代わるクリーンな製品」「従来の紙巻きタバコと違う煙を出さない製品」であると宣伝されて販売促進が行われている事態に留意し、

加熱式タバコがタバコ製品*であり、それゆえ WHO FCTC の規制を受けるべき製品であることを認識し、(*松崎注：FCTC 第 1 条 (f) 「タバコ製品」とは、喫煙用、吸引用、かみ用又はかぎ用に供するために製造された製品であって、全部又は一部が原材料としての葉タバコから成るものをいう。)

加熱式タバコ製品の仕様が、排出成分などの定義と分類に関する規制の対象である可能性があり、WHO FCTC による包括的規制の対象である可能性があることを認識し、加熱式タバコ製品を受動喫煙防止法令の対象とするなど様々な規制対策を実施している締約国が複数存在することを認識し、

加熱式タバコ製品の新たな銘柄の販売が始まってから間もないため、それらに対する規制をしっかりと実行した締約国も、不十分としか言えない対策を持つ締約国もほとんどないことを認識し、

現時点では、加熱式タバコ製品の分類と規制に関する指針が限られていることに留意し、

1. WHO FCTC 第 9, 10 条の技術的課題に関する報告書、適切な参考文書とりわけ加熱式タバコ製品の販売促進状況をモニタリングした基礎的文書(document FCTC/COP/8/8)を締約国会議に提出した WHO に感謝する。
2. 締約国会議事務局が WHO および WHO Tobacco Laboratory Network (TobLabNet)に対して、以下の要請を行うことを希望する。
 - (a) タバコ産業とつながりのない研究者、専門家、国立専門機関が第 9 回締約国会議に向けて以下のテーマについて包括的な報告書を用意すること。具体的なテーマ；新たなタバコ製品とりわけ加熱式タバコの、使用者本人だけでなく周囲の非使用者に対する健康影響、依存形成作用、使用意向、使用率、魅惑性、喫煙開始率および禁煙成功率に対する影響、販売促進戦略の内容とその効果、害が少ないとの主張の内容、使用されている製品の種類、締約国毎の規制対策および使用実態、タバコ規制活動に対する影響と調査のギャップ。そして、本決議の第 5 段落に述べられた目的と対策を実現するために必要な対策の提案を求める。
 - (b) これらの製品使用に伴う排出物質の種類と量の同定を含む科学的物理的变化を調査する。
 - (c) 従来使われてきたタバコ製品からの物質排出量計測法が、加熱式タバコにも適用可能かを調査する。
 - (d) 可能ならば、適切な加熱式タバコからの物質排出測定法を提案する。
3. 締約国会議事務局に対して以下を要請する。
 - (a) これらの製品を WHO FCTC の全面的な規制対象とすることが可能かどうか、とりわけ、タバコ製品の定義、用語、タバコ煙に関する条項について、ガイドラインをこれらの製品に適用する必要があるかどうかも含めて検討を行うこと。
 - (b) 加熱式タバコなどの新たなタバコ製品を適切に分類して、規制対策実行と新たなタバコ製品カテゴリーを定義する取り組みを支援すること。
4. 締約国が WHO の報告書(document FCTC/COP/8/8)に注目するよう要請する。
5. 各締約国は、加熱式タバコ製品とそれを使用するための器具に対する規制は、WHO FCTC に基づいて行うものであることを想起すべきである。そして、WHO FCTC と国内法との調和を図りつつ、以下の対策を優先的に実施すべきである。
 - (a) 新たなタバコ製品の使用開始を防止する。
 - (b) 新たなタバコ製品の排出物へのばく露を防止する。WHO FCTC 第 8 条に基づき、受動喫煙防止法令の対象を新たなタバコ製品にも拡大することを明示する。
 - (c) 新たなタバコ製品を害が少ないと宣伝することを許可しない。
 - (d) WHO FCTC 第 13 条に基づき、新たなタバコ製品の宣伝、販売促進、スポンサー活動を規制する。

- (e) WHO FCTC 第 9, 10 条に基づき、新たなタバコ製品の成分を規制し、成分情報の開示を義務付ける。
- (f) WHO FCTC 第 5 条 3 項に基づき、タバコ産業を含む新たなタバコ製品によって利益を得る勢力が、タバコ規制対策に干渉することを防ぐこと。
- (g) 国内法により、新たなタバコ製品の製造、輸入、流通、展示、販売、使用について、人々の健康を守ることを最優先の判断基準として、禁止あるいは規制を行うこと。
- (h) 可能ならば、新たなタバコ製品を使用するための器具についても、前記の諸対策を適用すること。(松崎注：アイコスやプルームテックなどの加熱式タバコは、タバコ産業が製造するタバコスティックを別会社が製造する加熱用器具を用いて使用する仕組みであるため、器具は「タバコ製品」ではないので、有害警告は表示しなくともよいなど、タバコ製品の使用を制限する様々な対策をすり抜けている)

6. 各締約国、条約事務局、WHO は、FCTC 報告システムなどあらゆる調査に適切な質問を組み込み、定期的に、新たなタバコ製品の販売促進活動と使用状態を包括的にモニターすることを要請する。